

## 別紙添付⑤

2015年10月20日

東京都千代田区大手町1-6-1  
大手町ビル  
三菱地所株式会社  
代表取締役 取締役社長  
杉山 博孝 様

大阪府中央区北浜3丁目1番22号  
あいおい損保淀屋橋ビル  
大洋リアルエステート株式会社  
代表取締役社長  
堀内 正雄

御堂筋フロントタワーの件

拝啓 貴社益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、本書は、2007年より貴社が開発及び特定資産管理処分受託者として御堂筋共同ビル開発特定目的会社（以下「TMK」といいます）の業務すべてを受託されていた時の貴社の義務履行の件で

す。

1 貴社の要請で2007年5月拋出した御堂筋共同ビル開発有限責任中間法人への基金300万円(後に51%は貴社に譲渡)の状況と同社の今後の方針をお知らせ下さい。貴社として回答しにくければ、現責任者よりの報告を求めます。

2 貴社が開発及び特定資産管理処分受託者として担当され、その後破産を申請し異時廃止となったTMK所有の御堂筋フロントタワーは、ご承知の通り2015年9月4日最高裁判所の棄却により形式上は当社所有となりましたので、以下の今迄放置されていた貴社の義務を来る2015年11月30日迄に完了されるよう要求致します。

(1) 不動産所有者・建設会社・設計監理会社が一般に行う責任・義務である下記建築物に関する書類一覧(この書面は内容証明郵便の本書とは別便の書留郵便で本日送付)に記載の原本またはCD-Rデータを提出して下さい。貴社がコピーを取り保



管されるのは結構です。この中で提出出来ない合理的理由のある項目がもしあれば、説明を付けて下さい。

( 2 ) 御堂筋フロントタワーが最高裁判所の棄却により当社所有であるなら、本建物の所有権移転登記の実行手続きを行って下さい(印紙税等合理的な費用は当社の負担としますので請求書をお送り下さい)。貴社が当方より登記に必要な書類はご通知下さい。

( 3 ) 現在御堂筋フロントタワーは貴社が T M K の名義を使って発注した鹿島建設に、未収工事代金が約 40 億円あるとして、権利もなく商事留置権と称して当社所有地に施錠した柵を巡らせ建物にも鍵をかけ、現在も地主・建物の所有者は一步も中に入れない状況としています(当社は貴社の指示と信じています)。鹿島建設は T M K に信用不安があるとして工事請負契約書に違反し引渡しをせず不安の抗弁権とする主張をしています。不安の抗弁権は



27.10.20  
12-18

T M K に対してのみ主張出来るものであり物件ではないから第三者の当社には主張出来ないことは貴社も十分ご承知であると思います。当時、貴社の宮ノ内大資氏が T M K (代理として)名義を使って登記した定期借地権設定契約書は T M K の契約違反で既に解約されていることは貴社が何回も認めており、この登記を抹消して下さい。当社から必要な書類等があればご通知下さい。

本内容証明は念のため、スキャンの後 E メールでもご送付致します。

敬 具

C C : 鹿島建設株式会社  
代表取締役社長  
押味 至 一 様

この郵便物は平成 27 年 10 月 20 日  
第 168-32-01401-0 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。 日本郵便株式会社

大阪淀屋橋  
27.10.20  
12-18

郵便認証司  
平成 27 年 10 月 20 日



大阪淀屋橋  
27.10.20  
12-18